

令和2年度 第1回佐久市総合教育会議

日時：令和2年4月3日（金）

午後5時30分～6時40分

場所：佐久市役所南棟3階会議室

1 開会

（畠山企画部長）

皆さんこんにちは。ご案内の時間となりましたので、ただ今から令和2年度第1回佐久市総合教育会議を開会させていただきます。議事に入りますまで進行を務めさせていただきます、4月1日付けで企画部長を拝命いたしました、畠山と申します。宜しく願いいたします。

本日は大変急なご案内でしたが、大都市圏を中心に感染が拡大をしております、新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合の小中学校の対応に係る課題などを共有し、今後の対応について、意見交換をさせていただくため、開催をさせていただいたところでございます。

最初に、柳田市長からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（柳田市長）

教育委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、そしてまた急なご案内で急遽お集まりいただきましてありがとうございます。令和2年度の第1回佐久市総合教育会議でございます。

本日議論させていただきますのは、新型コロナウイルス対策についてです。現在、学校教育の現場において、新年度から小中学校をスタートさせるため、準備を進めてきたところであります。教育委員の皆様におかれましても、ご意見を頂く中で進めてきた話です。

一方で、新型コロナウイルスの状況は日々刻々と状況が変化しております。東京都については、本日夕方4時頃の状況でしょうか、私、松本から帰ってくる途中で、新たな感染者が85人と数字をお聞きしたと思うのですが、今日、3桁にかかるのかどうかという、非常に厳しい状況が続いております。

先ほど総理から、給付に関しては所得制限をつけるようですけれども、1世帯30万円の給付という経済対策の検討が行われているようです。そして、特別措置法が立法化されて、この緊急事態宣言を発令するための法律に基づく会議体

というのが政府内に既にできているという状況、そして、それに伴って総理は時間と場所を指定しますけれども、その中で、指定された都道府県知事は、法律に基づく会議体で議論をして、適切な要請を図っていく、そのための都道府県の会議体も既にできており、長野県もできている状況です。

これまでの総理の発言では、「現時点では、全国的かつ急速な蔓延には至っていない、ギリギリ持ちこたえている状況」と発言していましたが、昨日の発言では、「必要な状況になれば、躊躇なく宣言を行う」と、踏み込んだ表現となってきました。発言が変化してきており、実際に行われる可能性があるという状況があって、このタイミングで週明けからはスタートしなければならない、という状況の中で、私どもとすれば、少し先回りをして、緊急事態宣言というものが発令された場合どうするか。そして、宣言の中に、長野県が入っている場合と入っていない場合があるだろうと思います。

長野県が入っていないなくても、最近私も発言をしています、首都圏から長野県にかなり人が入ってきている状況があり、この中で感染はしているけれども、発症していない、こういう方々の取り扱いが国においては曖昧になっていると私は思っています。この段階で感染するかしないか、厚生労働省の Q&A では不明と書いてあります。感染力は弱いとされているけれども、不明であると言っております。しかしながら、段々その部分は説明が出来なくなってきました。この部分で感染力がないとすれば、こんなことは起きないでしょうということが、どんどん起きてきています。その現象とすれば、感染ルートが分からないという人が増えてきていることです。実際、陽性になった人が今日も大町保健所管内で出ましたが、この大町の方でいいますと、県外のライブハウスで感染し、そして大町の方へ帰ってきて発症をしたとなると、この方が感染してから発症までの間は、濃厚接触者が仮にいたとしても、それは感染力がないから、と見なして公表もしないし、調べもしないのです。この、感染から発症までの段階で感染することはない、ということで今までやってきました。しかしながら、そうではないという現象がどんどん起きてきています。発症前の感染力がある人は元気ですから動いてしまう、そして長野県に入ってきている可能性もあるため、自粛要請をお願いしてきているわけであります。

緊急事態宣言は発令されないかもしれませんが。しかしながら、発令されるかもしれない。発令されたときに少し先回りをして、話し合いをしておくことが大切ではないかと思ひ、急遽お集まりいただいた次第であります。この後、ご説明もしますので、その後に意見交換をさせていただきたいと思ひます。

急なご参集についてご理解いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとしたいと思ひます。宜しくお願いいたします。

(畠山企画部長)

続きまして、榑澤教育長からあいさつを申し上げます。

(榑澤教育長)

夕刻の時間にお集まりを頂きまして、急なお願いで参集いただきまして、総合教育会議ができますこと、本当にありがとうございます。

佐久市の小中学校は4月、予定通りの日程の中で、入学式から始まって、新年度を立ち上げようとしております。本日、実は原職務代理にご出席頂きましたけれども、浅科中学校は既に今日、入学式を終えております。月曜日から授業が始まるということで、月曜日と火曜日の2日間にわたって24小中学校全てが入学式、新年度授業開始という予定でいるわけでありまして。

本日、午前中に、学校は再開しているのだけれども、その中でこんな場合が出たら、再び臨時休校にしなければいけないだろうというようなことの整えについて、委員さん方からも意見を頂いてきた中で、それをまとめ、固めたところがあります。学校が再開して、授業がスタートするのだけれども、万が一こういう事態が発生したらどうでしょうか、というようなものですが、4月学校再開後の出席停止・臨時休業等の基準について、本日各学校に発信させていただきました。児童生徒や教職員が感染した場合にはどうするか、とういことで整えておりますが、いずれにしましても、いろんなケースを想定しながら、可能な限りの感染予防の配慮をして、学校をスタートさせようと、或いはスタートしています。

そういう中で、市長の思いがありまして、首都圏を中心に危ない状況が起こっておりますので、非常事態宣言が出された場合には、長野県として、佐久市として、何か対策をしておかなければならないのではないかと、備えがあればということで、こういう場合が生じたら、こんな対応が必要じゃないかと、今日、議することができればと思います。基本的には、学校が今、4月から動こうとしていますが、非常事態宣言の発令が起こった場合に、どんな配慮をしなければいけないのかというようなところで、今日、いろんなことを想定しながら議論していければと思います。宜しくお願いします。

(畠山企画部長)

それでは、意見交換となりますので、ここからの進行は市長にお願いしたいと思っております。

3 意見交換

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が発令された場合の

小中学校の対応について

(柳田市長)

それでは、次第に沿いまして「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が発令された場合の小中学校の対応について」、意見交換を行いたいと思います。

意見交換に先立ちまして、県下及び佐久地域の現在の状況が継続した場合の小中学校の対応について、教育委員会事務局から説明をお願いします。

(木内学校教育課長)

学校教育部学校教育課の木内です。私の方からは、県下及び佐久地域の、比較的落ち着いている現在の状況が継続した場合の小中学校の対応の予定について、ご説明申し上げます。

お手元の資料1でございます。これは新学期に当たり、小中学校の再開後における新型コロナウイルス感染症発生の際の出席停止、臨時休業等の基準を作成いたしまして、本日の佐久市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で確認をして、保護者の皆様に通知をしたものでございます。通知文の本文の最後にありますように、今後状況の変化によりまして、これは適宜変更を行っていくといったことを前提としているものでございます。それでは、出席停止でありますとか、休校の基準などについて、概略をご説明いたします。

これらの基準につきましては、いずれも現時点におきます国・県の方針に従ったうえで、他の自治体の事例を参考として定めたものであります。国・県の基準により上乘せをしてハードルを高くした部分もありまして、具体的には4番ですけれども、後にご説明いたします。

まず始めに、1でございます。児童生徒及び教職員が感染症の患者となった場合の対応であります。それぞれ本人につきましては、治癒するまで出席停止いたします。そのうえで、発生した当該校については、濃厚接触者が特定されまして消毒が終了し、保健所と相談をして安全が確認されたところで学校を再開します。

続いて、2ですが、これは児童生徒及び教職員が濃厚接触者となった場合でございます。本人については2週間の出席停止、教職員については就労制限とします。当該校については一旦休業とし、安全が確認されたところで再開をする。ここは1と同じでございます。

3でございますが、児童生徒及び教職員の感染が確認されていないものの、(1)の①から③に示したような発熱でありますとか、倦怠感といった各種症状が1つでもある場合ですとか、子どもの症状が軽くても、保護者の方がこういっ

た症状があり、不安で心配といった場合には出席停止に、教職員については就労制限といたします。

4でございますが、これは国・県の基準にはないものですが、児童生徒、教職員本人の同居家族が感染者となった場合でございます。当該児童生徒、教職員については、感染の有無にかかわらず2週間の出席停止、就労制限としたうえで、当該の学校については、安全確保が図られるまでは一旦休校といたします。

次の5でございますが、これは医療的ケアを必要とする、または基礎疾患があるなど、健康面で特に配慮を有するお子さんについては、個々のお子さんの実情に応じ、主治医と相談をして登校の可否を判断することとします。登校しない場合は欠席ではなく、あくまで出席停止といった取り扱いとします。

最後の6でございます。これは感染症の予防上、保護者の方々のご判断でお子さんを出席させないとした場合については、5の場合と同様ですが、欠席とはせず、出席停止というかたちで取り扱うことといたします。

以上でございますが、今後の感染拡大の状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、変更なども生じると申し上げまして、私の説明を終わります。

(柳田市長)

ありがとうございました。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、市民健康部から説明をお願いします。

(小林市民健康部長)

佐久市新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局を担当しております、市民健康部長の小林でございます。宜しく願いいたします。

それでは、資料の2をご覧いただきたいと思います。先ほど市長の冒頭のあいさつの中で概ね説明がなされてしまいましたが、改めて説明させていただきたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言につきましては、3月13日に制定されました改正新型インフルエンザ等対策特別措置法、こちらに新型コロナウイルスが規定されたことにより、実施が可能となりました。

1の宣言の手続きでございますが、政府対策本部長である内閣総理大臣が、1として、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあるもの、これは具体的に新型コロナウイルスでございます。次に2として、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態、以上2点が発生したと認められるときに、諮問委員会の意見を聴いて、緊急事態宣言を行うというものであります。

具体的な手続きといたしましては、先ほど市長からもありましたが、政府対策本部を設置する。これは3月26日に設置済みであります。次に、基本的対処方針を制定する。こちらは3月28日に制定済みであります。この後、具体的に先ほど申し上げました2つの要件を満たすかどうか、諮問委員会において判断をいただきますが、判断を頂いた場合には政府対策本部長である総理大臣から非常事態宣言が発令されます。その後、国会へ報告をするというのが、法的手続きとなっております。

この非常事態宣言の内容でございますが、2をご覧いただきたいと思っております。法律上、実施期間は2年を超えてはならないとなっておりますが、今回、基本的対処方針の中では、最長1年とする方針、さらに想定する期間としてはおよそ3週間、21日間といわれております。また、区域を指定するわけですが、対象となる都道府県単位で区域を指定することになります。

次に3でございますけれども、都道府県知事の措置、こちらにつきましては、宣言がなされますと、都道府県知事に対して、各種措置を実施する法律上の権限が与えられることとなります。主な権限を列記してございます。

- ①住民に不要不急の外出自粛要請
- ②学校、福祉施設や映画館などの使用停止要請または指示
- ③音楽、スポーツイベントの開催制限要請または指示
- ④臨時医療施設の土地や建物の強制使用
- ⑤医療品やマスク、食品の売り渡し要請、収用、保管命令
- ⑥運送事業者に緊急物資の輸送要請、指示

以上でございます。こちらにつきましては、既に事実上の要請が各県において出されていますけれども、それが法律上の要請、指示に格上げされるということになります。

なお、この要請は、指示に違反した場合でも、罰則規定はないというのが、日本の緊急事態宣言の特徴でございます。

私からの説明は以上でございます。

(柳田市長)

ありがとうございました。

それでは初めに、「ア 首都圏において緊急事態宣言が発令された場合の小中学校の対応について」、議論していきたいと思っております。

今、東京では多くの感染者が発生している中で、長野県においては、感染者が9名から10名に増えたという状況です。だいたい首都圏とは違う状況なので、「ア 首都圏において発令された場合」と「イ 長野県において発令された場合」の区分けをしました。発令一発目に指定されることもあるかもしれませんが、段

階的といいますか、「首都圏は指定されましたが、長野県は指定されなかった」ということはあると思われます。この時の状況を見越して、というのは大変難しいかもしれませんが、少し意見交換をさせていただきたいと思ひます。

原委員さん、いかがでしょうか。

(原委員)

個人的には、首都圏は宣言を出すべきではないかな、と思ひます。幸いなことに、長野県、特にこの佐久地域近辺といいますか、佐久保健所管内においては、当初南牧村で感染者が出ましたけれども、現在退院していらっしゃるということで、今現在、今朝の新聞にもありましたけれども、感染のない地域、一番下のランクにあるということでした。仮に首都圏が緊急事態宣言を出された、それによって、首都圏だけならとにかく、長野県も出されたという話になると、知事がこれを全県として扱うのか、或いは、例えばこの地域は宣言を出すけれども、佐久地域は宣言を出さないなど、その辺りもちょっと分かりませんが…。

先ほど教育長が仰ったように、本日、私も浅科中学校の入学式に行つてまいりました。生徒も父兄も、本当に晴れやかで、保護者のあいさつも「こんな状況の中で、入学式をやってもらつて大変ありがたい」と仰つてましたし、新入生代表であいさつをした生徒も、「不安はあるけれども、これから勉強していくんです」と素晴らしいあいさつをしておりました。

東京の高校や小中学校が5月の連休明けまで休校するとありますけれども、果たしてそこで完全に収束するのかという話になりますと、これまた全く分からない。

従つて我々とすれば、先ほど教育長が説明した通り、今まで教育委員会内部で大いに議論した「この場合だったらこうやります」ということを肅々とやる。今現在においては、私は予定通り入学式を行い、学校を再開するのが一番正しいのではないかと思ひます。

(柳田市長)

ありがとうございました。

原委員さんのお話にもあつたレベルの話ですけれども、国はレベルを3つに分ける一方、県ではレベルを4つに分けており、10広域を色分けしていくという意図を出しています。

保護者の皆さんの関心も高まっていると思ひますが、小林委員さん、いかがですか。

(小林委員)

保護者の方たちも学校再開を期待されている方が多いです。長い休校と春休みが続いて、私自身も子どもの体力的な面や学力的な面が心配です。自分で勉強するのも限界がありますし、運動不足なのも気になります。今週入学式でスタートして、少しずつそういうところが解消されていくといいなと思います。

ただ、やはり長野県の中でも首都圏に近いこともあり、往来も頻繁な地域なので、これから先変化する状況に合わせて対応していかないといけないと思います。

(柳田市長)

ありがとうございました。

教育委員会の方で、今日付け（4月3日付け）で出された資料1の通知がありますが、この通知で非常に特徴的だと思うのが、5番と6番だと思うんです。先ほど学校教育課長の方から説明がありましたけれども、5番については、基礎疾患のある人、例えば「うちの子どもは喘息でちょっと心配だ」と、もし万が一かかったとするならば、基礎疾患がある中において、本当に生命の危機に直結するのではないかと思っているなど、すごく心配している保護者の方々もいらっしゃると思います。そういう場合は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をします。お医者さんから、「ちょっと心配だから、今学校に行くのは難しいね」と判断された場合、その子は出席停止とし、欠席にはなりません。

そして、6番。感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合、欠席扱いとしません。保護者が感染症の予防の上で、「うちはもうちょっと、この対策の中で様子を見たい」という思いも尊重していこうということになります。

教育長、こういう配慮だったと思いますが、教育委員会の中でどのような議論がなされたのでしょうか。

(榎澤教育長)

5番については、国からの方向性の中でも触れられており、それを受けて整えたものです。

6番は一般的にはあまり見られないのですが、他市の中でもこのような判断をしている市もあります。私どもは、親御さんが、学校が最大限の配慮をするという中、そうはいつでもこの感染の発生状況からして不安が拭えないという思いから、「学校へ行くのは我慢しろよ」と至ったケースについては、単純に欠席ではなくて、私たちもその思いに寄り添い、認めていくということが必要ではないかということで、この6番を盛り込んだわけでありまして。保護者が児童生徒を出席させなかった場合は、そんな思いのもとで保護者が判断した場合、と

いうことであります。それも単純に欠席とせずに、出席停止扱い。出席停止とは、出席すべき日数を減らして、その出席すべき日数は全部出席しましたよという判断のことですが、そんなこともここで盛らせていただきました。

(柳田市長)

色々な意見がありますね。「学校が始まって良かった」とか、「心配はあるけれども、家にいるよりは良いか。佐久地域に感染者が出ているわけじゃないのだから」という方もいるし、「いや、そうはいつでも不安だ」という方もいらっしゃると思います。その選択肢を用意したというのが、教育委員会の配慮ということでした。

話を元に戻す中で、緊急事態宣言が首都圏で出た場合に私たちがどうするか、中々見通しづらいのですが、荻原委員さん、いかがでしょうか。

(荻原委員)

現在の佐久市の状況を見ると、学校はスタートという方向で良いと思います。

ただ、スタートするということは、本当に覚悟をもって、子どもを守る大人の責任、親も、先生も、それから家族もみんな、お互いに責任をもって臨まなければ、スタートというのはとても難しいです。学校もきっと最大限の予防、色々工夫などしているかと思います。

先ほど教育長に「消毒液や手洗い用の石鹸など、学校を再開するにあたって、佐久市は揃っているのですか。」とお聞きしましたら、心配ないとのことでした。

教育委員会にもそういうところは最大限協力してもらっているので、それを受けて、後はどこでどんな授業をしていくのかというのは学校が考えるべきです。その中で子どもたちの学習の保証、健康の保証、両方を考えながらスタートしていくのがいいと思います。

(柳田市長)

そうですね。今日受けた報告によると、石鹸とかアルコールというのは、学校によってですけど、1か月から1年のストックが確認でき、ここでスタートをして、「あー、なくなっちゃった」、ということはないとのことでした。消毒液については、アルコール液をそれぞれ学校に配置していて、そのアルコールの使い方とすれば、クラスの先生が机を拭いたり、或いはドアノブを拭いたり、そういう環境整備も進めてきている。集まることに関しては、換気など十分な配慮を、ということで、教育委員会の方でしっかりと指示が出ているとのことでした。スタートは、委員さんが仰るように、かなり覚悟しなければなりません、しっかり準備は出来ていると感じられます。

吉岡委員さん、この緊急事態宣言について、なかなか見通すことが難しいですけども、いかがでしょうか。

(吉岡委員)

今思うのは、一か月前になりますけれども、3月2日から一斉休校になって、それこそこの委員会も臨時校長会も何回も開いて、皆で知恵を出し合って、その時ベストだと思われることをやっていく。そういう姿勢がまさに一番いいかなと思います。本日の、このような話す場を設けていただいたことも、ある意味感謝申し上げたいと思っております。

テレビなど見ながらですけども、一番注意して見ているのは、こういう時だからこそ、前回も確か話しましたけれども、情報を沢山集めておく。その情報が本当に確定的なものかどうか分からないですけども、細心の注意を払いながら情報収集することがとても大事だと思っております。情報があればこそ、柔軟な対応が出来ます。今日もテレビの情報ですけども、高校で時差通学みたいなのをやっているとありましたが、一旦決めたからこうやってずっと押し通しましょうということも、場面場面では大事ですけども、特にこの、相手の様子が分からないものに対応をするということもあるもので、それこそ決めることはきちんとこういう話をして決めなければいけないのですけれども、一旦決めても、新しいものが入ってきたら、先ほどもありましたように、資料1の6番のような、今までなかったような対応もしなければいけないということも、こういう会議、或いは色々な場所で決めていくことが一番必要かなと思っております。

不安を取り除くということもとても大事なことでありますし、後は、先ほどもありましたけれども、例えば新1年生、小学校、中学校の子どもたちはどれほど待ち望んで準備して、「さあ！これから心機一転やるぞ！」と思っているし、学年が上がる子どもたちも、そのように思っているもので、それを大事にしながら、片っぽは命、もう絶対大事ですので、間をとって、一旦は学校に来て、「ああやっぱりすごく大変だな」ということを子どもたちに分からせる。こういうことだよ、と丁寧に説明して分からせて、「じゃあ、また休校になっちゃうけれども…」ということも有り得るかもしれないですけども、情報をいっぱい収集して柔軟な対応をしながら、子どもたちにも説明して、必ず「親がやったから、教育委員会が、学校が、だからとにかく分からないけれども休みだ」、ということはないようにもっていくのが一番、次のことを考えても大事かなと思います。

(柳田市長)

ありがとうございます。情報があることで正確な決定が出来ていくのだと。そしてまた柔軟な対応と。状況は変わるわけですからね。

教育長とも話をした中で、資料1に関しては、最後の2行ですけれども、「今後の感染拡大の状況によっては、上記の判断とは異なる対応が求められることもありますので、ご承知おきください。」ということになっています。実際に緊急事態宣言が出される時は、理由があります。専門家会議、諮問委員会に意見を聴くということなので、その時には諮問委員会の意見が公開されると思います。その理由をもって総理が緊急事態宣言を出します。その意見の内容を見て、場所を決める、時間も決める、ということなので、正確な情報を求め、判断していくことは大事なことであると思います。

そうなった時に、緊急事態宣言が首都圏に出された場合というのは、まず、市としては、新型コロナウイルス対策本部会議が招集されることになっています。そうなった時に、教育委員会の皆さんが重要なことを決めていくというのは、教育委員会定例会。そして決めるわけではないのだけれども、意見交換の場として、この総合教育会議があります。会議体とすれば、本部会議があって、教育委員会があって、総合教育会議があるというかたちです。即座、スピーディにやらなければならないということ考えた場合、例えば市長としての私の判断や決定というのは、本部会議で出すことになります。そういう意味では、教育委員会として、この決める性格ではない総合教育会議を開催するよりは、教育委員会に即座に入っていくということが早いのではないかな、と思うのです。

緊急事態宣言がなされた場合においては、即座に教育委員会を開くのが良いと思われませんが、教育長、いかがでしょうか。

(糊澤教育長)

そうですね。緊急事態宣言がどういうかたちで、どういう内容で発出されるのかは分かりませんが、発出されたという時点で、緊急に教育委員の皆さんに集まっていただく必要があると思います。宣言の内容を受けて、必要な対処をしなければいけない可能性もありますし、現状を静観してもいいだろうという可能性もあるかもしれませんが、いずれにしても、緊急事態宣言が出たら、教育委員会を臨時で、即、招集しないといけないと思っております。

(柳田市長)

原委員さんはいかがでしょうか。

(原委員)

資料1の場合には、感染者が出た場合を想定しており、もし感染者が出れば、この通り粛々とやるということは、我々教育委員会内部で当然、話してきたことであります。

しかしながら、緊急事態宣言が出された場合は、この中には想定しておりませんので、その時は先ほど教育長が仰ったように、早急に我々が集まり、対応していくことは当然必要だろうと思います。

(柳田市長)

迅速さと、吉岡委員さんが先ほど仰った正確な情報の収集をしなければこういうことはできないので、事務局で整えていくということで、これはきっといいのだらうなと思います。

その時に、今加えて出した資料ですけれども、先ほど原委員さんが仰いましたが、『発生段階の区分について（暫定版）と政府専門家会議提言の地域区分』によりますと、佐久地域は、左側のレベル1（域内発生早期）、直近1週間において感染者が確認されていない地域ということになります。こちら、名前を出して恐縮ですけれども、大町保健所管内はレベル1ではなくなってしまったのですよね、本日出たわけですから。佐久広域でいえば、南牧村で出たのがかなり前から、直近1週間、佐久地域は出ていません。

私たちがレベル1で居続けるために、緊急事態宣言が出たときにどうするか。その時に私は、教育委員会を開催していただく中において、やはり意見としていただきたいのは、正確な情報が出たときに、教育委員会のできる判断といえば、例えば3月2日に行った全校一斉休校がありますが、状況が分からない中、これを即座に行うというのは、性急かなと思います。ですので、そのことを議する、やる必要があるのかどうかなどを検討する。これも総理が決定していく中において、どういうことを理由として緊急事態宣言を出すのか、説明があるでしょうから、その説明を聞いた上で佐久市も決めていく、というのが1つなのかなと思います。原委員さん、いかがでしょうか。

(原委員)

今市長が仰ったとおりだと思います。本当に佐久市は全校一斉休校した方がいいのかということの判断も、実際に宣言が出てみないと分からないと思います。ある程度の、こういう場合にはこういうふうになる、という予測は我々もしていなければいけませんけれども、実際に出了段階ですぐ集まるのが非常に大事だと思います。

(柳田市長)

荻原委員さん、いかがでしょうか。

(荻原委員)

今回のコロナの一件が起こってから、事務局の皆さんは、オクレンジャーや電話で非常に細かく情報をくださいました。そして、それに対して意見を述べたり集約する会議を緊急に開いて、ただ決まったことを聞くだけではなく、自分たちの意見も反映されたりしながら、このかたちになったのですけれども、それが本来の教育委員会の姿だと思いますので、ぜひこれからもそういったかたちで続けて行ってほしいと思います。

(柳田市長)

吉岡委員さん、いかがでしょうか。

(吉岡委員)

私もまったく同じであります。少し口幅ったい言い方をしますと、教育委員の仕事を拝命した以上は、むしろ話し合いたい、そうすべきだと思っております。頻繁であっても、子供たちの方を見ている職務を遂行するんだと、あまり大変ではありませんので、そういう話をする方がいいかと思えます。

(柳田市長)

ありがとうございました。

どういう事態になるのか分かりませんが、正確な情報を基に判断をしていくこと、緊急事態宣言が出された場合は即座に教育委員会を開くということ、そこで一斉休校などの措置について議論していくこと。小林委員さん、いかがでしょうか。

(小林委員)

私も皆さんが述べられているように、学校に関わること、子どもに関わること、保護者に関わること、学校を休校するという重大な決断をするときに、できれば教育委員会を開いていただいて、保護者の意見も含めながら、発言の場を頂ければありがたいなと思えます。

(柳田市長)

そうすれば、この会議につきましては、決定というわけではないのですけれども、教育長の方で適切な対応をお願いしたいと思います。

緊急事態宣言が出された場合においては、即座に、一番早い段階で招集することになるので、皆様のご理解ご協力をお願いできればと思います。

そして、これは次の段階になりますけれども、「伊 長野県において緊急事態宣言が発令された場合」、これもまた、知事が県民に対しどのような要請をするの

か、また、10圏域ごとに違う要請が出てくることもあると思います。教育長はこれをどのように見てらっしゃいますか。

(榑澤教育長)

長野県は南北250kmという広い県ですので、おそらく広域単位で丁寧な判断をして指示が出るのではないかと思いますけれども、未知数のことですので、ひょっとしたら色々なリスクを考えて、県下一斉に、となるかもしれません。

それを受けながら、教育委員会としてすぐに判断していかなければいけないと思っています。

(柳田市長)

小林委員さん、どう思いますか。

(小林委員)

そうなった場合は、「身近に迫ってきたな」と皆が感じて、危機感を持つと思うので、休校などの措置をとってほしいと思います。

(柳田市長)

吉岡委員さんはいかがでしょう。

(吉岡委員)

その段階に至るまでには、きっと積み重ねがあって判断するわけですから、即それに従って教育委員会で決定するのがベターだと思います。

(柳田市長)

萩原委員さん、いかがでしょう。

(萩原委員)

皆さんと同じであります。宣言の発出を受けて緊急で集まって、今後の対応を皆で判断していけばいいと思います。

(柳田市長)

まとめということで、原委員さん、いかがでしょう。

(原委員)

最終的に知事が、仮に全県だと仰るということであれば、これに反対する理由

は我々にありませんし、出来ないと思います。ですから、知事が例えば東信の地区は除外ですよというのであれば、非常に幸いだと思えますけれども、仮に感染者の有無に関わらず全県でということになれば、その要請に我々も従うべきだと、個人的に思います。

(柳田市長)

仮に長野県が総理から指定されるとなれば、それは長野県が相当大変な状況に至っていると考えられます。その前の段階、例えば佐久地域でクラスターが発生するなど、その過程として何十人と感染者が出るとき、佐久の状況も加味していかなければいけません。ということで、機動的に教育委員会が動いていただければと思います。知事の要請を受けて、速やかにそれを行っていく。そのための合意形成を図ることになっていくのかなと思います。

限られた時間の中でございますけれども、それぞれ、正しい情報を基にして正確に判断していく、そのために即座に教育委員会を開くということが重要ではないか、また長野県に発出された場合には、速やかに知事の要請に対応していく、というのが重要ではないかなと思います。

加えて、佐久市内、佐久地域でクラスターが発生するなどの大きな変化があった場合は、その時にすぐに集まってくださいということもあるかもしれないと思います。

そろそろ時間ですけれども、この際、皆さんの方でご発言があればお願いしたいと思います。

(榎澤教育長)

今日午前中の本部会で検討していただいて、既に午後発信した、今後の学校再開後の色々な事態が起こった時の対応の仕方について、その現時点というのは先ほど市長も仰いましたけれども、国が示す3つのエリアの一番安全なエリアに該当する、佐久市の、私たちの判断ということでもありますので、その状況が変わってくれば、どんどんその内容を変えていかなければいけないと思っています。

ですので、とりわけその3つのエリアの一番危険な「感染拡大警戒地域」に相当する事態になれば、もちろんのこと、学校に、子どもたちに、教職員に感染者がいなくても、24小中学校一斉休校の判断を当然していくと考えています。声を大きくしながら、そのような判断をしていきたいと思っていますが、今後、このような事態だったら、どういう判断をしていったらいいのか、早め早めに色々なことを想定しながら動いていきたいと思っています。

ありがとうございました。

(柳田市長)

教育長の方でまとめていただきました。ありがとうございます。

戦後75年において、本当に緊迫した状況で、公権力というものが私権に対して入っていく可能性もある、大変大きな局面でもあるので、慎重にその権限を行使しなければいけません。そのためには、正確な情報と適切な判断、即座に集まっていたいただくこともあろうかと思いますが、一致協力して対応していかれたらと思います。

本日は急な召集でありましたけれども、ご都合いただきましてありがとうございます。以上です。

(畠山企画部長)

ありがとうございました。

4 その他

(畠山企画部長)

それでは、次第にございます「4 その他」でございますけれども、全体を通して何かご意見ご質問などございますでしょうか。

—特になし—

(畠山企画部長)

宜しいでしょうか。

それでは、本日の会議日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。ありがとうございました。